

## 平成30年度第1回小牧市交通安全・防犯対策協議会

日時：平成30年7月31日（火）午前10時30分～

場所：小牧市役所 本庁舎 6階 会議室601

### 1 報告

- (1) 小牧市における交通事故及び犯罪発生状況について
- (2) 平成29年度の小牧市における交通防犯に関する取り組みについて
- (3) ドライブレコーダーの設置に関するマグネットの配布について
- (4) 今年度の重点取組事項について  
～防犯灯のLED化推進と市での維持管理について～

### 2 議題

交通マナーの向上のための取り組みについて

### 3 その他

## 小 牧 市 民 憲 章

小牧市民憲章 わたくしたち小牧市民は、小牧を  
1 (ひとつ)

健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう

1 (ひとつ)

感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう

1 (ひとつ)

緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう

1 (ひとつ)

高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう

1 (ひとつ)

希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう

# 1 報告

## (1) 小牧市における交通事故及び犯罪発生状況について

## (2) 平成29年度における小牧市の取組みについて

### ① 交通安全対策事業

#### ・交通安全教室

|      |  |
|------|--|
| 開催回数 | 56回                                      |
| 対象者  | 高齢者、幼児、小学生、中学生、高校生、一般、外国人など<br>延べ10,101名 |
| 主な内容 | 歩行時や自転車走行時の注意、交通ルールの説明等                  |

#### ・交通安全街頭キャンペーン等

|      |   |
|------|---|
| 開催回数 | 36回   |
| 主な内容 | ・四季の交通安全運動、飲酒運転、シートベルト、自転車マナー、<br>高齢者事故防止、夕暮れ時ライト点灯、夜光反射材着用、ゼロ<br>の日街頭監視などをテーマとした街頭啓発活動 |

#### ・その他広報活動

- (1) 交通安全の啓発に関する動画を庁舎内で放映
- (2) 広報こまき及び市ホームページによる情報発信
- (3) 運転免許証の自主返納についての案内を配布（地域包括支援センター等）
- (4) 自転車交通安全教室を高校で開催
- (5) 高齢ドライバー事故防止のためのサポートシステム講習会の開催

## ② 防犯対策事業

### ・防犯教室

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 開催回数 | 23回                         |
| 対象者  | 高齢者、幼児、小学生、一般など<br>延べ2,176名 |
| 主な内容 | 住宅対象侵入盗や特殊詐欺対策、連れ去り防止等      |

### ・防犯街頭キャンペーン等

|      |  |
|------|--|
| 開催回数 | 4回   |
| 主な内容 | 四季の安全なまちづくり県民運動、特殊詐欺、住宅対象侵入盗、自動車関連窃盗、連れ去り防止などをテーマとした街頭啓発活動 |

### ・その他防犯対策に関する広報活動

- (1) 広報車による市内パトロールや巡回バスへの啓発ポスターの掲示
- (2) 広報こまき、市ホームページ及びフェイスブックによる情報発信
- (3) 侵入盗対策用のチェックリストの配布

### ・防犯対策に係る補助金等

- 防犯対策補助金（住宅等に防犯対策を施した費用の1/2を補助。上限1万円）
- 防犯灯設置事業費補助金、防犯灯維持管理費補助金  
（区の防犯灯設置に係る経費及び修繕料・電気料金の全額補助）
- 安全安心まちづくり活動費補助金（防犯パトロール登録団体への補助金、新規20万・継続10万）
- 防犯カメラ設置費補助金
  - (1) 事業者に対し、商業施設の来客用駐車場等に設置する防犯カメラ等の購入費（2台以上）の1/2を補助。上限30万円
  - (2) 区に対し、道路等の公共空間の撮影を目的とする防犯カメラ等の購入設置費の1/2を補助。上限20万円
- 防犯対策巡回警備委託（青色回転灯装着車による深夜巡回）

### 《参考》

| 年       | 26    | 27    | 28    | 29    |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 刑法犯認知件数 | 2,025 | 1,871 | 1,767 | 1,672 |
| 特殊詐欺    | 5     | 24    | 32    | 10    |

# 運転免許証の返納

を考えてみませんか？

全国で高齢ドライバーによる交通事故が多く発生しています。

加齢により、視力や判断力など、運転に必要な様々な能力が衰えていきます。

## 運転中のこんな「危ない!!」

経験はありませんか？

○夜間、周囲が見えにくくなった



○信号や一時停止を見落としてしまう



○前の車のブレーキに反応が遅れる



○交差車両や対向車両を見落とすことがある



裏面をご覧ください



「運転が不安で事故が心配・・・」そんな方は

## 運転免許証の自主返納 を考えてみてはどうでしょう

○自主返納とは、本人等の申し出により運転免許証を公安委員会に返納し、免許の取り消しを受けるという制度です

小牧市内では、小牧警察署  
【別館 免許窓口】で受付しています

(平日 9:00~11:00 13:00~15:00)



お問い合わせは 小牧警察署 交通課 免許係  
(0568) 72-0110 (代表)

どうしたらいいの？免許証返納後の

## 『身分証明書』

### ①運転経歴証明書 が使えます！

○免許証を自主返納した日から5年以内に上記返納窓口で手続きすると、  
交付を受けられます 【交付手数料 1,100円(証明写真撮影込)】

- ・更新不要です
- ・愛知県警察の『高齢者交通安全サポーター』に登録している店舗で提示することで、割引等の特典が受けられます



### ②マイナンバーカード が使えます！

○市役所・支所窓口で交付申請、カード受取りができます  
【交付手数料 無料(初回のみ)】 ※証明写真の撮影サービスあり

お問い合わせは 小牧市役所 市民課 (0568) 76-1121 (直通)

- ・マイナンバーの確認と本人確認が、これ1枚で可能です
- ・コンビニで各種証明書を取得できます  
(住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書)



【参考】

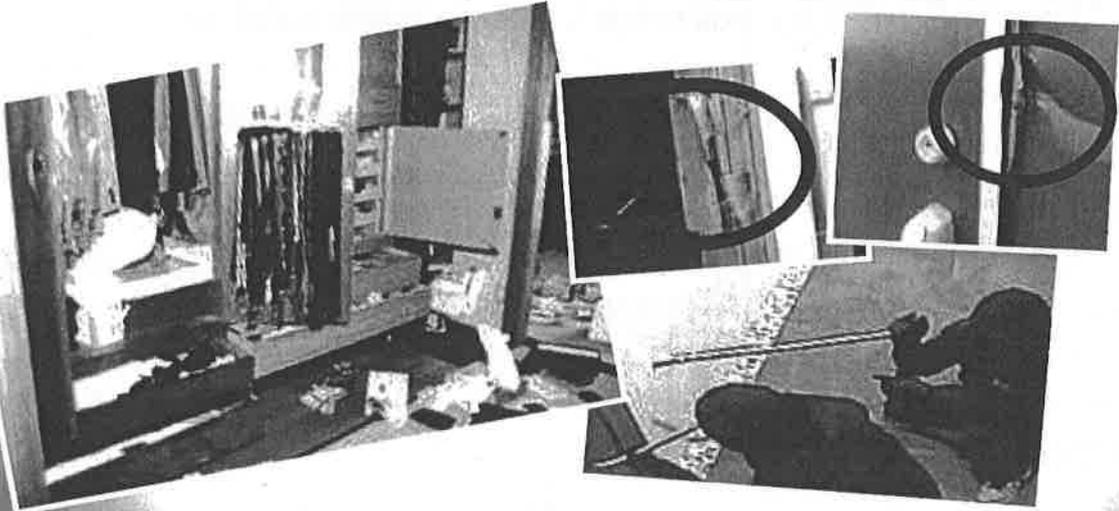
侵入盗が  
市内でも発  
しています！



# あなたの家 防犯対策 大丈夫ですか？

は

平成 29 年市内で家への侵入盗が、前年と比べて大きく増加  
(74 件→ **125 件**)



写真は家への侵入盗被害に遭い、部屋が荒らされた様子や窓ガラス、玄関扉が壊された様子などです。【愛知県警察提供】

## 侵入盗被害に遭わないために！

市内で家への侵入盗の被害が多発しています。被害を未然に防ぐため、お住まいの防犯対策をしましょう。また、防犯チェックシート《防犯対策チェック編》《お出かけ時のチェック編》を活用して、日ごろから犯人に侵入の隙を与えないように防犯意識を持ちましょう。



## 防犯チェックシート



### 《防犯対策チェック編》

- センサーライト、門灯、玄関灯などで夜間の照明に配慮している。
- 玄関の鍵は防犯性の高いものを使いワンドアツーロックにしている。
- 玄関には、カメラ付きインターホンをつけている。
- 窓には補助錠を使い、ツーロックにしている。
- 窓ガラスには、防犯ガラス又は防犯フィルムを使用している。
- 短時間の外出や在宅している時でも必ず施錠している。
- 見かけない人を近所で見たと時には、あいさつをするようにしている。

### 《お出かけ時のチェック編》

- 玄関の鍵をかけた。
- 窓はすべて閉めて補助錠を使いツーロックにした。
- 郵便受けや玄関マットなどに鍵を隠していない。
- 多額の現金を家に置いていない。
- 室内を点灯したままにした。(夜間外出する場合)
- 新聞の配達を止めた。(長期間留守にする場合)
- 隣近所に声をかけた。(長時間留守にする場合)

お住まいの防犯対策に有効な防犯グッズの購入や設置には、小牧市防犯対策補助金をご活用ください。  
【自宅等における補助対象となる防犯対策の実施に必要な経費の半額(上限1万円)を補助】

※注意 以前に補助金の交付を受けた方は対象になりません。

問合せ先 市民安全課 ☎76-1137

小牧市の人口【平成 30 年 1 月 1 日現在 ( ) は前月比】  
総人口：153,096 人 (-106 人) / 男 77,615 人 女 75,481 人  
世帯数：66,277 世帯 (-9 世帯)



### (3) ドライブレコーダーの設置に関するマグネットの配布について

#### ① 現状

悪質な交通事故、交通マナー違反及び犯罪が後を絶たない現在では、

- (1) 交通事故及びトラブルの発生時における責任の明確化
- (2) 運転者の安全運転意識・交通マナーの向上
- (3) 「まちの見守り」の役目を担うことによる犯罪の抑止力

こういった効果が期待されるため、ドライブレコーダーの設置が推奨されています。

#### ② 本市での取り組み

ドライブレコーダーに様々な効果が期待できるなかで本市においては、ドライブレコーダーの「犯罪の抑止力」に注目をしています。

「走る防犯カメラ」としてまちの見守りの目を増やすために、またドライブレコーダーの普及促進につなげるために、ドライブレコーダーの設置に関するマグネットを配布することを予定しています。

#### (4) 今年度の重点取組事項について

##### 防犯灯のLED化推進と市での維持管理について

※防犯灯とは・・・地域の犯罪、交通事故の防止その他住民の安全を守るために電柱等に設置されている灯をいいます。

#### ① 本市での現状

防犯灯の設置及び維持管理に係る費用について、平成19年度から区に全額補助をしています。

全額補助を開始して10年が経過し、設置灯数は10,000灯を超えていますが、電気料金が安価で長寿命なLED防犯灯の設置は約5,000灯にとどまっています。

#### ② 課題

(1) 市内の防犯灯設置灯数の増加が進み、区での維持管理の負担が増えています。また、必要性の高い場所への設置に絞るための基準を制定するなど、設置に関しての見直しが必要となってきています。

(2) LED化が進んでいない蛍光灯タイプの防犯灯が約5,000灯あるため、電球切れなどによる修繕及び電気料金に係る費用が毎年、高額となっています。また、市の年間予算に限りがあるため、現行のLED防犯灯への切替えペースでは、全ての防犯灯をLED化するのに8年以上を要することとなります。

#### ③ 対策

(1) 防犯灯の所有権を区から市へ移行していただき、設置及び維持管理の対応を事業者と連携し、市が行います。

(2) LED化されていない防犯灯を一括でLED化をできるように、平成31年度中に一括で工事を行います。

## 2 議題

### 交通マナー向上のための取り組みについて

昨今、交通マナーやモラルの欠如により、あおり運転が原因となる交通上のトラブルが発生するなど、以前ではあまり考えられなかったことが増えてきており、交通マナーの向上が急がれています。

また、自転車の交通違反に対する取締りを強化するために、平成27年より道路交通法が改正されました。これは自転車が免許証を持っていなくても運転ができる「車両」であり、人や車に危害を及ぼす存在であるという意識の低さや、自転車乗車中の交通死亡事故のうち、法令及び交通マナーの違反が多く存在していることが背景にあると思われます。

ここで、本協議会においては、車及び自転車の交通マナーの向上として取り組むことができることを協議していただきたいと考えます。

#### 《参考1》

○交通のマナー違反で目立つ「4つの法令違反」を引き起こす心理としては、どのようなものがあるでしょうか。

##### (1) イケイケ心理（信号無視）

信号1つ無視をしても、結果的にほとんど時間は短縮できません。それどころか、事故を起こしかねない危険な行為です。

##### (2) ドケドケ心理（横断歩行者等妨害）

歩行者優先という基本ルールを無視して「我先に」。事故を起こさないためにも、思いやりのある行動が必要です。

##### (3) コソコソ心理（一時不停止）

「これくらいはいいだろう。」「自分が少しぐらい無視したところで。」という意識が積み重なって、違反行為を犯します。

何のためのルール（一時停止）か、思い出すことが必要です。

##### (4) イライラ心理（通行区分違反）

解放されたい心理が働き、弱者に対する思いやりのなさや苛立ちがつのります。

「自分も迷惑をかけているかもしれない。」「自分が嫌な思いをした行為を他人にしない。」といったように、心のコントロールが必要です。

《参考2》小牧市内における交通事故件数

| 事故区分 |    | 29年   |     | 28年   |     |
|------|----|-------|-----|-------|-----|
|      |    | 件数    | 人数  | 件数    | 人数  |
| 人身   | 死亡 | 3     | 3   | 6     | 6   |
|      | 重傷 | 13    | 13  | 19    | 19  |
|      | 軽傷 | 739   | 897 | 807   | 971 |
|      | 小計 | 755   | 913 | 832   | 996 |
| 物損   |    | 6,344 | -   | 5,824 | -   |
| 合計   |    | 7,099 | -   | 6,656 | -   |

○小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例

平成15年3月28日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、交通安全及び防犯の推進について、その基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通安全及び防犯の推進に関する施策（以下「施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、市民が現在及び将来にわたり安全に、かつ、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、市民及び事業者は、それぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら、協働して施策を実施しなければならない。

2 市、市民及び事業者は、交通事故及び犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらを継承していくよう努めなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を積極的に反映させなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、常に交通安全及び防犯に関する知識及び技術を習得し、並びに身の点検を行い、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、交通事故及び犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助及び安全確保のため積極的な活動を行わなければならない。

3 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、常に交通安全に配慮し、従業員の交通安全意識及び交通マナーの向上に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、常に防犯に関する知識及び技術を習得し、防犯に係る点検を行い、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、交通事故及び犯罪の発生時においては、その能力を活用して、被害者の救助及び安全確保のため積極的な活動をしなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力しなければならない。

(良好な生活環境の整備等)

第6条 市は、交通安全及び防犯を推進するため、交通安全及び防犯を目的とする施設の整備及び巡回その他の良好な生活環境の整備等を促進しなければならない。

2 市は、前項に規定する良好な生活環境の整備等を促進するため必要があると認められるときは、関係行政機関に対し必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(教育の推進)

第7条 市は、交通安全及び防犯の意識の高揚を図るため、家庭、学校、職場、地域等における交通安全及び防犯に関する教育の推進に努めなければならない。

(広報啓発活動及び情報の提供)

第8条 市は、市民及び事業者に対し、交通安全及び防犯に関する広報啓発活動を積極的に実施するとともに必要な情報を提供しなければならない。

(小牧市交通安全・防犯対策協議会の設置)

第9条 基本理念にのっとり、交通安全及び防犯に関する対策を協議する

ため小牧市交通安全・防犯対策協議会（以下「対策協議会」という。）を置く。

2 対策協議会は、委員25人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 交通安全活動に積極的に取り組む団体を代表する者

(2) 防犯活動に積極的に取り組む団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 対策協議会は、市長の諮問に応じ、交通安全及び防犯に関する対策を協議するほか、必要な事項について市長に意見を述べることができる。

6 この条に定めるもののほか、対策協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（非常事態発生時の措置）

第10条 市長は、交通事故又は犯罪が多発した場合において、関係団体等と協議して必要があると認めるときは、非常事態宣言を発令し、交通事故又は犯罪を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（団体への助成）

第1-1条 市は、交通安全及び防犯の推進に関する活動を行う団体に対し、助成を行うことができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○小牧市交通安全・防犯対策協議会規則

平成15年5月12日

規則第23号

改正 平成19年12月27日規則第52号

平成26年2月13日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例（平成15年小牧市条例第6号）第9条第6項の規定に基づき、小牧市交通安全・防犯対策協議会（以下「対策協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 対策協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、対策協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第3条 対策協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策協議会の会議は、会長が招集する。

2 対策協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 対策協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 対策協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 対策協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1) 小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について協議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(庶務)

第6条 対策協議会の庶務は、市民生活部市民安全課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は、会長が対策協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年5月15日から施行する。

附 則（平成19年規則第52号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第3号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

小牧市交通安全・防犯対策協議会

|    | 団体名               | 氏名     | フリガナ       |
|----|-------------------|--------|------------|
| 1  | 交通安全協会小牧支部        | 中村 明   | ナカムラ アキラ   |
| 2  | 小牧安全運転管理協議会       | 落合 俊克  | オチアイ トシカツ  |
| 3  | 小牧市交通委員連絡協議会      | 船橋 憲彦  | フナハシ ノリヒコ  |
| 4  | 学区交通安全推進協議会連絡会    | 嶋田 修身  | シマダ オサミ    |
| 5  | 子どもと高齢者を交通事故から守る会 | 木下 鈴子  | キノシタ スズコ   |
| 6  | 小牧防犯協会連合会         | 野々川 和明 | ノガワ カズアキ   |
| 7  | 小牧工場事業場防犯協会       | 長谷川 幸彦 | ハセガワ ユキヒコ  |
| 8  | 小牧少年補導委員会         | 加藤 隆明  | カウ タカアキ    |
| 9  | 小牧市保護区保護司会        | 松田 敏弘  | マツダ トシヒロ   |
| 10 | 小牧市生徒指導連絡協議会      | 杉浦 嘉一  | スギウラ ヨシカズ  |
| 11 | 小牧市区長会連合会         | 沖本 廣幸  | オキモト ヒロユキ  |
| 12 | 小牧市女性の会           | 梶田 久美子 | カジタ クミコ    |
| 13 | 小牧市更生保護女性会        | 野々川 英子 | ノガワ エイコ    |
| 14 | 小牧市国際化問題連絡協議会     | 水野 勇人  | ミノ ハヤト     |
| 15 | 小牧市社会福祉協議会        | 松岡 和宏  | マツオカ カズヒロ  |
| 16 | 小牧商工会議所           | 平林 克之  | ヒラバヤシ カツユキ |
| 17 | 小牧小中学校PTA連絡協議会    | 細川 諭   | ホソカワ サトシ   |
| 18 | 小牧市老人クラブ連合会       | 服部 勲   | ハツリ イサオ    |
| 19 | 小牧市私立幼稚園連合協議会     | 後藤 泰三  | ゴトウ タイゾウ   |
| 20 | 安全なまちづくり推進指導員     | 林 泰治   | ハヤシ タイジ    |
| 21 | 公募委員              | 大場 富士夫 | オオハ フジオ    |
| 22 | 公募委員              | 中井 富康  | ナカイ トミヤス   |
| 23 | 公募委員              | 市川 紀六  | イチカワ キロク   |
| 24 | 公募委員              | 松葉口 律子 | マツバグチ リツコ  |

